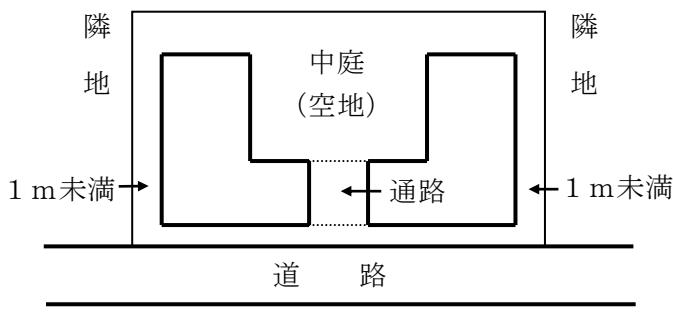


第4 無窓階の取り扱い

1 開口部の位置

- (1) 避難上又は消火活動上有効な開口部は、原則として防火対象物の2面以上に設けられること。ただし、建物の配置上又は利用形態上止むをえない場合で、当該開口部からの水平距離50m以内で防火対象物の全てが含まれる場合にあっては、この限りでない。
- (2) 次の全てに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の3第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは1.2m以内」のものとして取り扱うことができること。
- ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
 - イ 開口部が設けられている壁面と隙間がなく、床面に固定されていること。
 - ウ 高さは概ね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
 - エ 踏み台の上端から開口部の下端まで 1.2m以内であること。
 - オ 避難上支障のないように設けられていること。
- (3) 次に掲げる空地等は、省令第5条の3第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができるものであること。
- ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で、将来にわたって空地の状態が維持されるもの
 - イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場（建築物の屋上、階段状の部分等）で、避難及び消火活動が有効にできるもの
 - ウ 有効幅員が1m以上のバルコニー（隔板の部分にあっては、容易に破壊できるもので、その有効寸法が幅75cm以上、高さ1.2m以上、下端の床面からの高さ15cm以下）で、避難及び消火活動が有効にできるもの
 - エ 1m以内の空地又は通路にある樹木（低木で密植されておらず、跨ぐこと等により実際の通行が可能ななものに限る。）で避難及び消火活動上支障のないもの
 - オ ピロティ又はポーチ形状等の部分で、当該部分を駐車場（駐輪場は可）又は物置スペース等として使用していない等火災の影響を受けるおそれのない部分
 - カ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路にある高さが1.2m以下の屏等及び高さが1.2mを超える屏等（上部が容易に通行できるものに限る。）で、避難方向に対して容易に開放することができる門扉等を設けたもの
 - ※ 門扉の幅員は1mを原則とするが75cm以上であれば、活動上有効な幅員とし、認めるこ^トとする。
 - キ 建物の周囲に設置される平置きの駐車スペースで、その駐車場の利用者の全てが、建物の避難階に居ること等により、早期に車両の移動が可能であると認められるもの
 - ク 建物の道に面する2階以上の有効開口算定の際の、高さが1.2mを超える屏等又は平置きの駐車スペースを設ける部分（避難階にあっては前カ及びキによること。）
 - ケ 傾斜地及び河川敷等で、避難及び消火活動が有効にできるもの
 - コ 周囲が建物で囲まれている中庭等で、当該中庭等から通じる通路等があり、次の全てに適合するもの（第4-1図参照）
 - ① 中庭から道に通じる出入口の幅員は、1m以上であること。
 - ② 中庭から道に通じる部分は、廊下又は通路であること。
 - ③ 中庭から道に通じる部分の歩行距離は、20m以下であり、かつ、直接見通しができるものであること。
 - ④ 中庭に面する部分以外の道又は道に通ずる幅員1m以上の通路に面した外壁に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が2以上あること。

- ⑤ 中庭に面する部分以外の道又は道に通ずる幅員1m以上の通路に面した外壁に面する開口部で、必要面積の1/2以上を確保できること。



第4-1図

2 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の3第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。

(1) はめ殺しの窓

ア 次のガラスで、厚さが6mm以下のもの

- ① 普通板ガラス (JIS R 3201)
- ② フロート板ガラス (JIS R 3202)
- ③ 磨き板ガラス (JIS R 3202)
- ④ 型板ガラス (JIS R 3203)
- ⑤ 熱線吸収板ガラス (JIS R 3208)
- ⑥ 熱線反射ガラス (JIS R 3221)

イ 次のガラスで、厚さが5mm以下のもの

- ② 強化ガラス (JIS R 3206)
- ② 耐熱板ガラス

ウ ポリエチレンテレフターレート（以下「P E T」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、素材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前ア又はイのガラスに貼付したもの

エ 塩化ビニル製窓ガラス用のフィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前ア又はイのガラスに貼付したもの

オ 前ア又はイのガラスに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低反射ガラス（通称 Low-E膜付きガラス）

カ P E T製窓ガラス用のフィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前ア又はイのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられいるもの

キ P E T製窓ガラス用のフィルムのうち、多積層で基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用又は外貼り用を問わない）を前ア又はイのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

- ク 前ア及びイ以外であって、窓を容易に外すことができるもの
- (2) 屋内でロックされている窓（当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができ、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力しなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないものに限る。）
- ア 前(1). ア及びイに規定するガラス
- イ 次のガラスで、当該ガラスの一部を破壊することにより外部から開放することができるもので、厚さが6.8mm以下（避難階、バルコニー、屋上広場等で破壊作業のできる足場（有効幅員が75cm以上であり、かつ、2m²以上のものに限る。以下同じ。）が設けられているものにあっては10mm以下）のもの
- ① 網入板ガラス（JIS R 3204）
 - ② 線入板ガラス（JIS R 3204）
- ウ 合わせガラス（JIS R 3205）入り窓等で、次に掲げるもの
- ① フロート板ガラス6.0mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス6.0mm以下の合わせガラス
 - ② 網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）30mil（膜厚0.76mm）以下+フロート板ガラス5.0mm以下の合わせガラス
- ※ PVB（ポリビニルブチラール）を用いない合わせガラス入り窓についても、前①及び②に準ずること。
- エ 前ウ以外のあわせガラス入り窓等で、避難階、バルコニー、屋上広場等で破壊作業のできる足場が設けられているものであって、次に掲げるもの
- ① フロート板ガラス5.0mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス5.0mm以下の合わせガラス
 - ② 網入板ガラス6.8mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+フロート板ガラス6.0mm以下の合わせガラス
 - ③ フロート板ガラス3.0mm以下+PVB（ポリビニルブチラール）60mil（膜厚1.52mm）以下+型板ガラス4.0mm以下の合わせガラス
- オ P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前ア又はイのガラスに貼付したもの
- カ 塩化ビニル製窓ガラス用のフィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前ア又はイのガラスに貼付したもの
- キ 前ア又はイのガラスに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- ク P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前ア又はイのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- ケ P E T製窓ガラス用のフィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前ア又はイのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (3) 軽量シャッター（JIS A 4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものをいう。）等で手動式のもの
- ア 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手動で開放できるもの（非常電源付きの

ものに限る。)

イ 避難階又はこれに準ずる階（屋外階段又は人工地盤等を利用して、当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。以下この項において同じ。）に設けられたもので、屋外から水圧によって解錠できる装置を備えたもの（（財）日本消防設備安全センターの性能評定品に限る。）

ウ 原則として前ア又はイによるが、避難階又はこれに準ずる階（屋外階段又は人工地盤等を利用して、当該開口部まで容易に到達することができる階をいう。以下この項において同じ。）に設けられたもので、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

エ 共同住宅の住戸部分に設ける雨戸又はシャッターで、バルコニー等に面して設けられ、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できるもの

オ 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター

(4) その他のシャッター

ア 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

イ 屋内外から電動により開放できるもの（非常電源付きのものに限る。）

ウ 屋外から水圧によって開放できる装置を備えたもの（シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合しているものに限る。）

① 電動式の開放装置には、非常電源が付置されていること。

② 開放装置の送水口は、避難階又はこれに準ずる階に設けられていること。

③ 送水口のホース接続口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下に設けられていること。

(5) 出入口扉等

ア 避難階又はこれに準ずる階に設けられたもので、屋外から水圧によって解錠できる装置を備えたもの（（財）日本消防設備安全センターの性能評定品に限る。）

イ 鍵の直近に概ね15cm×10cmのガラス部分を設け、当該ガラスの仕様が前(1)又は(2)に適合するもの

ウ 電動式出入口扉等で停電時であっても、非常電源又は手動により開放できるもの（施錠されるものについては、前イにも適合すること。）

エ 電動式出入口扉等であり、以下のすべてに該当するもの

① 自動火災報知設備連動解錠

② 停電時解錠（又は非常電源対応）

③ 防災センター等での遠隔操作により解錠できるもの

※ 1) 複層ガラス（2枚以上の板ガラスを一様の間げきをおいて並置し、その間げきに外気圧に近い圧力の乾燥空気を満たし、その周辺を封着したものをいう。）及び二重サッシは、構成するガラスごとに前(1)又は(2)（ア又はイに該当するものとし、かつ、網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さが6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行うものとする。（ブラインド内蔵型のはめ殺しの窓を除く。）

2) 倍強度ガラス（JIS R 3222）は、有効開口部に認められないものであること。

3) 前(3)及び(4)に掲げる非常電源は、自家発電設備又は蓄電池設備によるものとし、起動回路の配線は、省令第12条第1項第4号ニに、又非常電源回路の配線は、省令第12条第1項第5号に適合するものであること。

3 開口部の有効寸法の算定

開口部の有効寸法の算定は、開口部の形式等により次により判断するものであること。

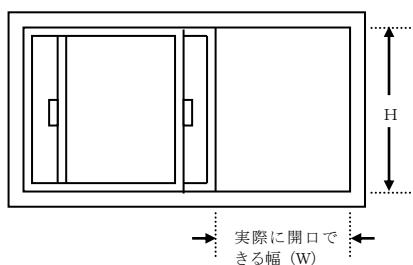
(1) はめ殺しの窓

ガラス面全体を有効開口とする。

(2) 屋内でロックされている窓

次により、判断すること。ただし、ガラスが前2.(2).アに適合する場合は、ガラス面全体を有効開口とする。

ア 引き違い窓（上げ下げ窓を含む。）



$W \times H$ とする。

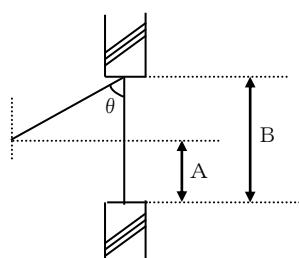
なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同等以上として取り扱うことができるものとする。

$H = 1.0m$ (0.65m) 以上

$W = 0.45m$ (0.4m) 以上

() 内は、バルコニー等の足場がある場合の寸法とする。

イ 突出し窓

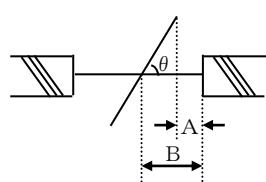


Aの部分とする。

$$A = B (1 - \cos \theta)$$

θ は、最大開口角度 (0度～90度)

ウ 回転窓

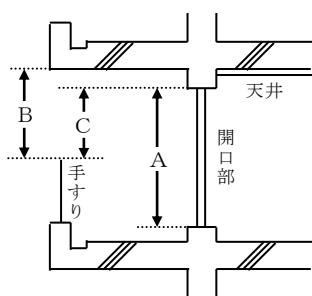


Aの部分とする。

$$A = B (1 - \cos \theta)$$

θ は、最大開口角度 (0度～90度)

(3) 外壁面にバルコニー等がある場合

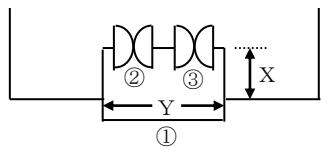


Aの部分とする。

なお、Bは1m以上で手摺の高さは、1.2m以下とする。

※ バルコニーの有効幅員は、60cm以上であること。
これによらない場合は、Cを有効開口とする。

(4) 風除室等で扉又はシャッター等が2重に設けられた場合

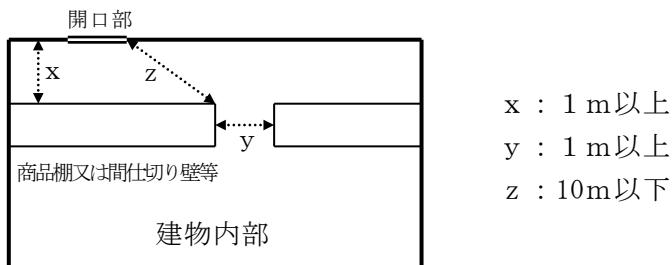


$X \leq 1.5Y$ の場合、①又は(②+③)の開口部面積のうち条件の悪い方を採用し、 $X > 1.5Y$ の場合には、①の開口を有効開口部とする。
※ ①、②及び③は、全て前2に適合する開口部の構造であること。

※ 避難上又は消火活動上有効な開口部としては、開口部の高さ及び幅員を比較すると、開口部の幅員を増やすことがより有効であることから、一の開口部の有効な高さは、概ね3mを限度として算定すること。

4 有効開口部に面する室内外の管理

- (1) 有効開口部に面して商品棚又は間仕切り壁等（以下「商品棚等」という。）が設置される場合は、次の全てに適合すること。
- ア 商品棚等と外壁との間の部分は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物が存置されていないことなど常時通行に支障のない状態にあること。
 - イ 通路（x）及び商品棚等の出入口の幅員（y）は、1m以上、高さは1.8m以上とし、下端は床面から15cm以下であること。
 - ウ 商品棚等の出入口と一の外壁の開口部との距離（z）は、10m以下であること。

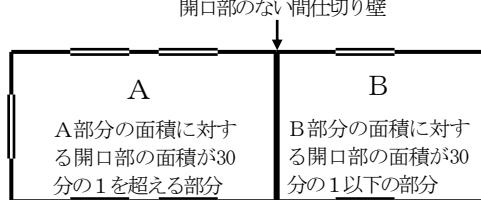


- (2) 有効開口部に面する室内外の部分には、避難上又は消火活動上支障となる物品等を置かないこと。ただし、キャスター付きの什器等で容易に移動が可能であると認められるもの（コンビニエンスストアに置かれているマガジンラック等）又は、高さが1.2m以下の棚等で、その上部が通行可能なもの（有効寸法の算定については、当該棚等の部分は含まない。）については、この限りでない。

5 その他

- (1) 無窓階の判定は、原則として階全体で判断するものであるが、1の階において開口部のない壁で区画された部分が存する場合は、次により指導すること。

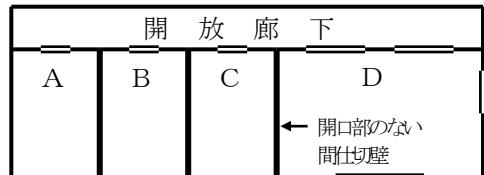
ア



※ 全体としては無窓階に該当しないが、B部分においても、B部分の面積に対する開口部の30分の1を超えるか、又は間仕切壁の部分に相互に往来できる開口部を設置するよう指導すること。

A、B全体では、開口部の30分の1を超える場合

イ テナント形式の場合



A～Cは、当該部分の面積に対する開口部の30分の1以下の部分
 Dは、D部分の面積に対する開口部30分の1を超える部分
 A～D全体では、30分の1を超える場合

※ 全体としては無窓階に該当しないが、小規模のテナントが複数連続して設置された場合においては、1のテナントに対し1以上の大型開口部（1m以上の内接円又は75cm×120cm以上の開口部）を設置するよう指導すること。

(2) 小規模な倉庫等の取り扱い

延べ面積が150m²未満の特定された少数の関係者のみが使用する倉庫等で、外壁が石綿スレート等で造られ、内壁がなく外部から容易に破壊ができ、かつ、消火活動上支障のないものは、無窓階以外の階として取り扱うことができるものとする。

(3) テント倉庫の取り扱い

特定された少数の関係者のみが使用するテント倉庫（主要骨組に鋼材を使用し、ロープ又は支線などを補助材としたものに合成纖維又は無機纖維の膜材を用いて外構を覆う工法によるテント製倉庫用構造物をいう。）で、外部から容易に破壊ができ、かつ、消火活動上支障のないものは、無窓階以外の階として取り扱うことができるものとする。

(4) 駅舎（ラチ外コンコース）の取り扱い

通り抜けができる、かつ、24時間開放されているラチ外コンコースは、当該部分を「道又は道に通ずる1m以上の通路」とみなすことができるものとする。

(5) 営業中無窓階でないものが、閉店後無窓階となる場合の取り扱い

営業中は、省令第5条の2で定める開口部を有するが、閉店後は、重量シャッター等を閉鎖することにより無窓階となる階で、かつ、防火対象物全体が無人となる状況が明確な場合の当該階については、無窓階以外の階として取り扱うことができるものとする。

ただし、消火活動上においても必要であることを考慮し、努めて閉店後においても無窓階とならないように、進入可能な開口部とするよう指導すること。